

船舶インシデント調査報告書

令和6年4月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和5年10月15日 09時30分ごろ
発生場所	山口県周防大島町久賀港北東方沖 久賀港大崎鼻灯台から真方位321°400m付近 （概位 北緯33°57.5′ 東経132°16.8′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、南西進中、電動船外機のバッテリーが過放電して運転できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約3.3m） なし、個人所有 電気推進機関、船外機、出力0.612kW
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約7.2m/s、視界 良好 海象：波高 約1m 周防大島町には、10月14日16時20分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、最大搭載人数5人のインフレーターボートで、0.9馬力の電動船外機を搭載し、操縦者ほか同乗者2人が乗り、釣りの目的で、07時30分ごろ久賀港を出航した。 操縦者は、久賀港北東方沖約1.9海里（M）で釣りをしていたところ、風浪が強くなり始めたので釣りを終え、09時00分ごろ帰航を開始し、本船は、風浪が強まる中を南西進中、09時30分ごろ久賀港北東方沖約1.1Mにおいて電動船外機が停止した。 操縦者は、電動船外機のバッテリーインジケーターを見て、バッテリーが過放電したことを確認し、電動船外機が運転不能と判断し、オールを使用して久賀港に向かったものの、風浪が強く自力で進むことができず、携帯電話で118番通報し、本船は来援した海上保安庁の巡視艇にえい航されて久賀港に戻った。 操縦者は、船首方から風浪を受けて対地速力が低下し、約30分連続して最大出力で南西進を続けたので、電動船外機のバッテリーが過放電したと本インシデント後に思った。 操縦者は、出航前に天気予報を確認したが、風が強まることを知らず、また、周防大島町に強風注意報及び波浪注意報が発表されている

	<p>ことを知らなかった。</p> <p>操縦者は、出航時は海上が平穏であったので、航行には支障がないと判断して出航した。</p> <p>本船の乗船者は、全員が固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、強風注意報及び波浪注意報が発表され、西南西からの風浪がある中、操縦者が連続して最大出力で南西進を続けたことから、電動船外機のバッテリーが過放電し、運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、強風注意報及び波浪注意報が発表され、西南西からの風浪がある中、操縦者が連続して最大出力で南西進を続けたため、電動船外機のバッテリーが過放電し、運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートの操縦者は、ミニボートの性能等が風波に対して非常に脆弱であることを認識するとともに、風・波中の航行は平穏時より燃料・電力を消費することを考慮して、出航前は必ず警報・注意報の発表状況を含む気象情報を確認し、気象・海象の悪化が予測される場合は、出航を控えること。